

支援センターだより



ご挨拶

静岡県警察本部
警務部長 岡本安志

静岡犯罪被害者支援センターの皆さんにおかれましては、犯罪等の被害に遭われた方々に寄り添った電話相談、付添い支援、情報提供や犯罪被害者同士の交流促進などのきめ細かな支援活動を始め、講演会等の開催等、犯罪被害者支援の理解促進のため広報啓発活動にご尽力いただいておりますことに、心から敬意と謝意を表する次第であります。

さて、本年4月1日、単独条例としては全国で6番目となる「静岡県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。本条例は、犯罪被害者等基本法を補完し、今後の静岡県における犯罪被害者支援施策の指針としての役割を果たすものであると期待しているところです。

本条例の目的は

- 犯罪被害者等の権利利益の保護
 - 犯罪被害者等を支える地域社会の形成
- の2点であります。

また、基本理念として、

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重した支援
- 犯罪被害者等に対する理解と配慮
- 途切れのない支援
- 連携による支援

の4点を定め、県、県民、民間支援団体、事業主等の責務を明記しております。

県警察では、犯罪被害者への経済的負担軽減のための公費負担制度、精神的負担軽減のためのカウンセラーア制度、再被害防止対策等を拡充して参りましたが、今後は本条例に基づき、関係機関・団体とより一層連携し、社会全体で犯罪被害者を支え、被害者も加害者も出さない安心で安全な静岡県の実現を目指し、更なる被害者支援制度の充実を図って参ります。

そのためには、とりわけ静岡犯罪被害者支援センター、そして会員の皆さんとのより一層の連携が重要であると考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

～ 目 次 ～

- ご挨拶 静岡県警察本部 警務部長 岡本 安志 様
- 『静岡県犯罪被害者等支援条例』ご紹介
- 平成27年度第1回理事会・通常総会開催報告
- 平成26年度相談受理状況・直接的支援状況報告
- 平成26年度活動決算報告・平成27年度活動予算
- 会員バッジ・賛助会員証、バス車内アナウンスについて
- ホームページリニューアル、ホンデリング報告
- 賛助会費納入者・寄付者ご紹介、寄付のお願い

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
認定NPO法人(特定非営利活動法人)

静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-651-1011

受付時間：10時00分～16時00分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

静岡県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穏な生活を営むことができるようするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、個人情報の不適切な取扱い、配慮に欠けた言動等により、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮して行われなければならない。この場合において、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重しなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、県民が日常生活又は社会生活において様々な問題に直面している犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を理解し、それぞれの立場における自主的な取組を行うことにより推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、民間支援団体、事業者その他の犯罪被害者等支援に関するものが相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害すことのないよう十分配慮するとともに、県その他の犯罪被害者等支援を行いうもの(以下「犯罪被害者等支援者」という。)が行う犯罪被害者等支援に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めること及び事業活動を行うに際して犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するよう努めることにより、犯罪被害者等支援の推進に努めなければならない。

(民間支援団体の責務等)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を行うよう努め、及び犯罪被害者等支援者が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めなければならない。

2 県は、民間支援団体の活動の促進を図るために、民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する推進計画)

第8条 県は、犯罪被害者等支援に関する推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 推進計画は、犯罪被害者等支援を総合的かつ長期的に推進していくための基本方針及び取組について定めるものとする。

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(相談及び情報の提供等)

第9条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害の回復を図るための情報の提供等)

第10条 県は、犯罪等による被害に係る損害の適切かつ円滑な回復を図るため、犯罪被害者等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的な助成に関する情報の提供等)

第11条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を適切に行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第12条 県は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むができるようするため、病院等への付添い、家事、育児等に係る援助その他の日常生活に必要な援助が提供されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(心理的外傷等からの回復)

第13条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようするため、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名譽又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置する等必要な施策を講ずるものとする。

(緊急を要する犯罪被害者等支援の実施)

第18条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事件その他の重大な事件が発生した場合であって、当該事件における犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町その他の犯罪被害者等支援に關係するものと協力して、当該事件に対応するための支援の態勢を整え、情報の提供、病院等への付添い、精神的な負担の軽減その他の緊急を要する犯罪被害者等支援を実施するものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、犯罪被害者等が孤立することがないような地域社会を形成するため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう、情報の提供、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穏への配慮の重要性等に関する教育が学校において行われるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援に從事する者に対する研修等)

第21条 県は、犯罪被害者等支援が適切に行われるようするため、県及び市町の職員並びに民間支援団体の職員等であって犯罪被害者等支援に從事するものに対して研修を実施する等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第22条 県は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映する等必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

地域社会全体で犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の方をサポートしていく体制を整備促進し、多くの県民の皆さんに被害者支援に参加することによって、規範意識や防犯意識が高まり、安心安全な街づくりにつながります。私たち静岡犯罪被害者支援センターでは、これからも県警を始め、県や市町等の関係機関と連携を密にし、被害にあわれた方々に寄り添いながら支援活動を続けていきます。

「平成27年度 第1回理事会・通常総会」開催

5月16日(土)午後1時30分から静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」において第1回理事会が開催されました。議題として、①平成26年度事業報告、活動決算報告、②役員の改選について、③規程の一部改正、④平成27年度事業計画、活動予算について討議されました。

更に、同会場において総会が開かれ、理事会で了承された議案について説明し、満場一致で承認され、その後、役員任期満了に伴う改選及び代表理事の互選を実施し、山田理事が退任され、他の役員は再任することで了承され、平成27年5月30日から新体制のもと運営していくこととなりました。

今年度の特長といたしまして、26年度に引き続き、日本財団からの助成を受け、財政基盤の安定化を図るためのファンドレイジング事業や広報啓発活動事業を積極的に実施し、情報漏洩防止としてセキュリティ対策を強化していきます。

また、静岡県犯罪被害者等支援条例が制定されたことから、犯罪被害者やご家族からの生活全般に関する相談や居住に関する相談があった際に、行政窓口と連携して支援ができるよう、今後、各市町と協定を締結し、二次被害を防止して、スムーズに支援対応ができるように推進していきたいと考えております。



(26年度事業報告・決算報告並びに27年度活動予算については、次頁に掲載)

～平成27年度 組織概要～

役職	氏名	所属機関等	役職	氏名	所属機関等
理事長	大石 剛	(株)静岡新聞社取締役社長	顧問	山田 起男	前理事、(株)やまだ代表取締役
副理事長	森 則夫	浜松医科大学精神科教授	顧問	平井 紀夫	認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事長
副理事長	白井 孝一	弁護士、NPO法人静岡犯罪被害者支援センター長	顧問	木苗 直秀	静岡県教育長
副理事長	福永 博文	浜松学院大学短期大学部名誉教授	顧問	菅野 文彦	静岡大学教育学部長
理事	磯田 雄二郎	(医)焼津病院副院長	顧問	富沢 寿勇	静岡県立大学国際関係学部長
理事	神部 英子	臨床心理士	顧問	岡本 安志	静岡県警察本部警務部長
理事	清水 英之	トラスト生涯学習センター所長	顧問	村松 奈緒美	静岡県弁護士会副会長
理事	小柳 津茂助	静岡県自治会連合会相談役	顧問	篠原 彰	(一社)静岡県医師会長
理事	小澤 巍	島田市社会福祉協議会会长	顧問	郡 昭男	(一財)静岡県交通安全協会専務理事
理事	池田 剛志	弁護士	顧問	野村 節夫	(一社)静岡県安全運転管理協会専務理事
理事	麻生 絵美	弁護士	顧問	平田 泰久	(公社)静岡県防犯協会連合会専務理事
理事	朝比奈 幹夫	交通事故被害者遺族	顧問	柴 行延	(公財)静岡県暴力追放運動推進センター専務理事
理事	根本 泰子	静岡赤十字病院産婦人科副部長	顧問	鳥羽 茂	NPO法人静岡県ボランティア協会事務局長
専務理事	山本 強志	NPO法人静岡犯罪被害者支援センター事務局長	顧問	清澤 郁子	交通事故被害者遺族
監事	勝山 靖久	税理士	顧問	小林 房枝	被害者遺族
監事	鈴木 礼子	司法書士	参与	井上 淳	臨床心理士
			参与	北川 清美	静岡県教育委員会社会教育課長
事務局長：山本 強志、事務局次長：藤原 智代、 支援室長：望月 一代、事務局員：小林 晓 非常勤職員：坪井 邦彰、丸山 恵子			参与	川上 幸文	静岡県くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課長
			参与	岩塙 孝浩	静岡県警察本部警務部警察相談課長

平成26年度 相談受理状況

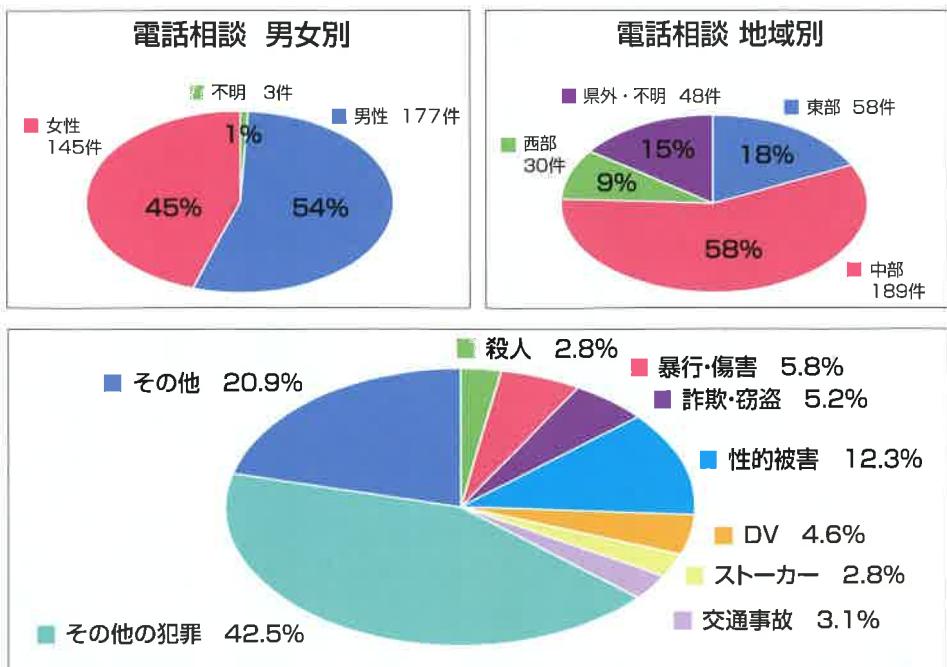
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1. 受理件数 (件)

相談内訳	件数
電話相談	325
面接相談	16
法律相談	13
合計	354

2. 電話相談内容 (件)

内容区分	件数	前年比
殺人	9	△3
強盗	0	△1
暴行・傷害	19	2
詐欺・窃盗	17	6
性的被害	40	△38
虐待	0	△1
DV	15	14
ストーカー	9	0
交通事故	10	△18
その他の犯罪	138	45
その他	68	14
合計	325	26



〈特徴・傾向〉

- ◇ 例年「犯罪被害者週間」時に相談が増加するが、26年度は6月～7月に相談が増加し、通常の2倍の相談が寄せられた。
- ◇ 26年度は、特にDVやストーカー被害の相談が多く、県警察本部犯罪被害者支援室や管轄の警察署と連携を図り、支援を実施した。

平成26年度 直接的支援状況

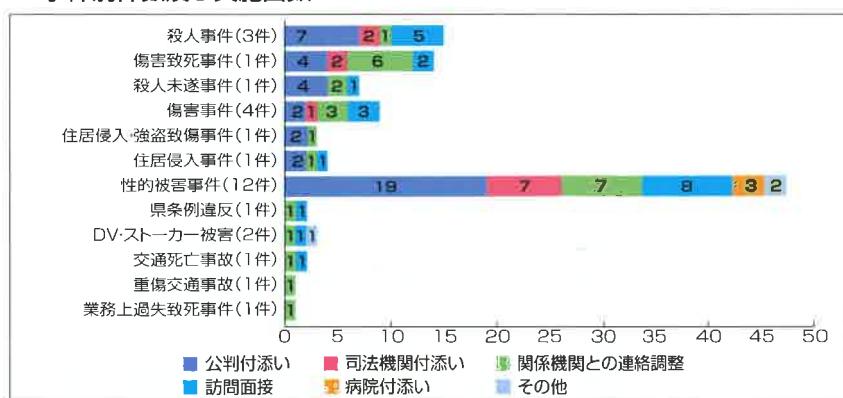
(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1. 支援件数 (件)

支援内容	支援回数	前年比
公判付添い	40	13
裁判所・検察庁 警察署付添い	12	6
関係機関との連絡調整	24	△23
病院付添い	3	1
訪問面接	23	△6
その他の付添い支援	5	0
合計	107	△9



2. 事件別件数及び実施回数



3. 情報受理端緒別 (件)

警察情報	15(12)
相談から移行	14(14)
その他	3(3)
合計	32(29)

※()内は、直支移行件数。

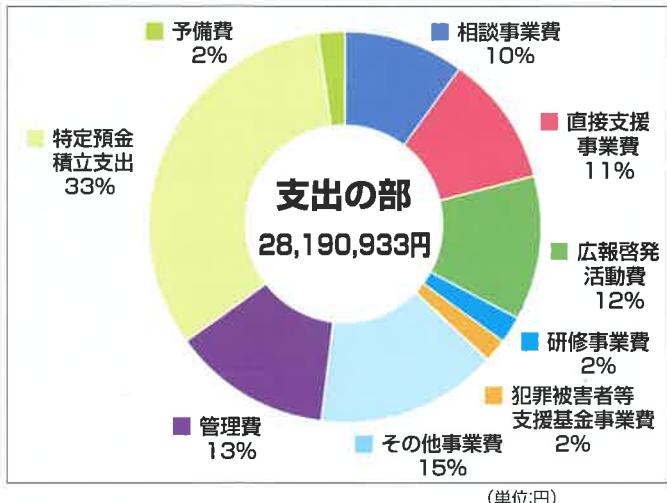
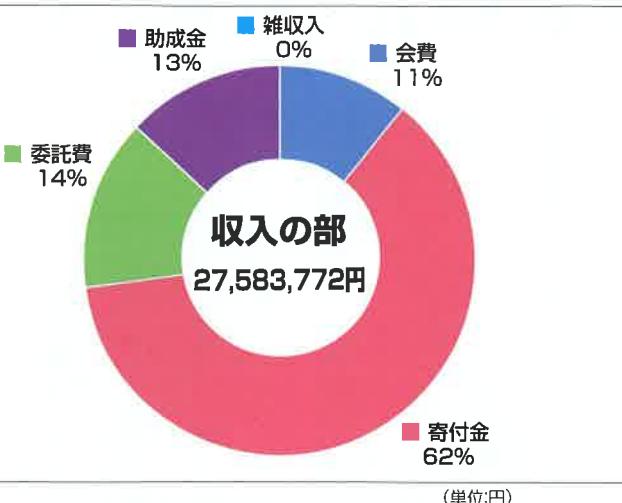
4. 地域別 (件)

東部	12
中部	8
西部	7
県外	2
合計	29

〈特徴・傾向〉

- ◇ 26年度は、前年度から支援をしている事件の裁判が行われたため、公判付添い支援が増加した。
- ◇ 特に、他県で発生した殺人事件の被害者遺族が当県に居住していたため、神奈川県や大阪府まで遺族に同行し付添い支援を実施し、更に東京高裁への付添い支援を実施する等、県外への付添い支援が目立った。
- ◇ 性的被害事件や住居侵入事件では、管轄の警察署と連携を取り、更に防犯ブザーの交付やセンサーライトを貸与する等、再被害防止対策も行った。

平成26年度 活動決算報告



科 目	決 算 額
会 費	2,931,000
寄 付 金	17,033,319
委 託 費	3,960,980
助 成 金	3,557,921
雑 収 入	100,552
合 計	27,583,772

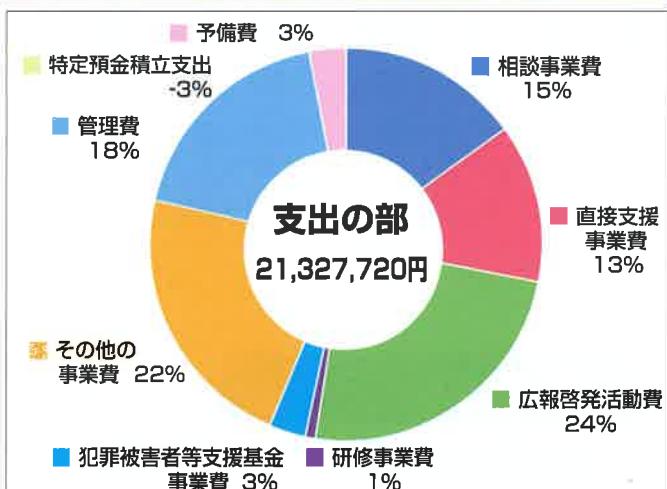
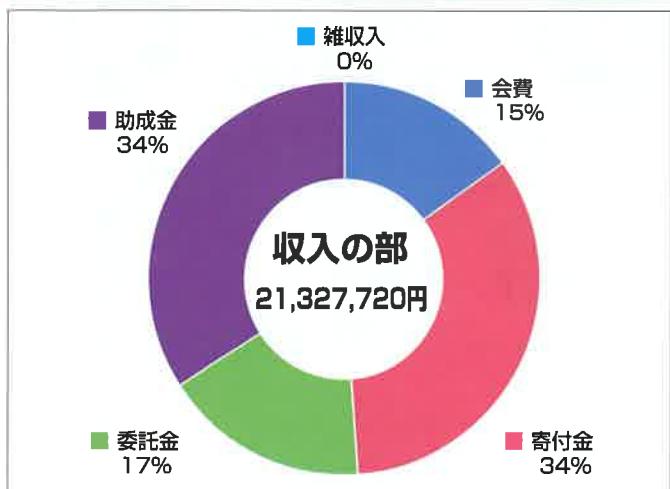
*寄付金の内、10,000,000円は、「犯罪被害者等支援基金」として特定預金積立としました。

科 目	決 算 額
相 談 事 業 費	2,919,407
直 接 支 援 事 業 費	3,021,844
広 報 啓 発 活 動 費	3,310,166
研 修 事 業 費	497,352
犯 罪 被 害 者 等 支 援 基 金 事 業 費	690,370
そ の 他 事 業 費	4,143,506
管 理 費	3,675,343
特 定 預 金 積 立 支 出	9,352,668
予 備 費	580,277
合 計	28,190,933

平成26年度は、直接支援事業の一環として、性犯罪被害者向けのパンフレットを製作し、更に静岡県共同募金会使途選択募金のご協力により遺族の手記を作りました。また、東海・北陸ブロックの研修会を開催する等、各事業の充実を図りました。

平成27年度は、日本財団から助成を受け、車内広告の拡充、更に車内放送を実施し、加えて個人情報等の漏洩防止対策として、資機材の整備を進めていきます。広報を積極的に行うことで、被害相談・支援活動も増加することから事業費支出が増えることが予想されるため、ファンドレイジング活動を積極的に実施し、賛助会員及び寄付者の拡充を図っていきます。

平成27年度 活動予算



科 目	予 算 額
会 費	3,150,000
寄 付 金	7,250,000
委 託 費	3,717,720
助 成 金	7,176,000
雑 収 入	34,000
合 計	21,327,720

科 目	予 算 額
相談事業費	3,207,760
直接支援事業費	2,777,600
広報啓発活動費	5,310,400
研修事業費	280,000
犯罪被害者等支援基金事業費	700,000
その他事業費	5,041,600
管理費	3,982,800
特定預金積立支出	△ 697,995
予備費	725,555
合 計	21,327,720

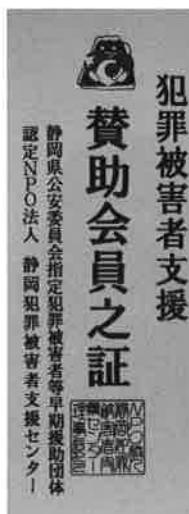
『会員バッジ・賛助会員証』完成!!

この程、日本財団から助成を受け、静岡犯罪被害者支援センター賛助会員証を製作しました。

当支援センターの活動趣旨にご賛同いただき、会員として入会していただいた法人の方に賛助会員証を配布いたします。

また、ご支援いただいた全ての方々に会員バッジを配布いたします。

※既存会員の方々には順次お送りさせていただきます。



会員証はアクリル製で、自立スタンド付き。バッジは丸形デザインのピンタイプ。



バス車内アナウンスで広報

平成25年度から始めました電車・バスへの車内広告活動ですが、平成27年度は、遠州鉄道・静岡鉄道・伊豆箱根鉄道・富士急行・東海バスの電車・バス219台にポスター(右)を掲出しています。今年で3年目になり、この広告をご覧になって連絡をくださった方もいらっしゃいます。

そして今年は新たに、バスの車内アナウンスも併せて実施し、耳目を引く広報活動を展開しています。

犯罪や交通事故の被害にあわれた方に無料で支援活動を行っています。

電話相談 一人で悩まず、
まずはご相談下さい。
受付時間 午前10時～午後4時まで (土・日・祝祭日を除く)

054-651-1011

mail wbs71747@shizuoka-hhsc.jp

直接支援

- 直接面接、被相談、
監査等、相談への付添い
- 職務代行相談
- 自宅訪問

法律相談

静岡県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
NPO法人
静岡犯罪被害者支援センター

【車内アナウンス場所】

●遠州鉄道:市役所前バス停(上下線)

市役所南バス停(上り)

●静岡鉄道:中町バス停(上下線)

●東海バス:三枚橋バス停(上下線)、上土バス停(上下線)※10月初旬から放送開始。

※上記バス停付近になりますとアナウンスが流れます。

また、この車内アナウンスにつきましては、

日本財団CANPANの当支援センターブログ <http://blog.canpan.info/shizukashien/archive/36> の中で紹介をしておりますので、一度検索してご清聴ください。

ホームページをリニューアルしました



当支援センターのホームページを全面リニューアルしました。静岡のお茶をイメージする緑を基本色とし、優しいイメージのデザインとなりました。

犯罪被害に遭われた方やご家族の方にも支援内容を分かりやすく紹介し、更に、賛助会員申込については、様式をダウンロードしてから申込手続きをしていただいている手間を省くため、申込フォームを新たに設け、直接申込みができるように改訂いたしました。

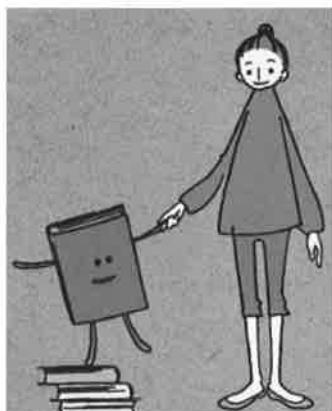
これからも、隨時データを更新し、皆様方に身近に感じていただけるようなホームページになるよう心掛けていきたいと思います。

【トップページ】

【賛助会員・寄付募集ページ】

【賛助会員入会申込みページ】

広がるホンデリング



「ホンデリング～本で広がる支援の輪～」とは、皆様から本を寄贈していただき、その売却代金を寄付として、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に役立てる事業です。

平成26年1月から開始したこの事業ですが、12月まで7,939冊のご協力をいただき、買取金額105,372円を寄付としていただきました。

また、2月には静岡新聞に取り上げていただき、70件ものお問い合わせをいただき、平成27年1月から3月まで8,242冊・109,282円の寄付を受領いたしました。

今後も手軽にできる社会貢献活動としてホンデリング事業を続けていきますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、ホンデリングをご利用の場合は、申込用紙が必要となりますので、支援センター事務局へお電話いただくか、ホームページ(<http://www.shizuoka-hhsc.jp>)からダウンロードできます。

ご不明な点等ございましたらお気軽にお電話ください。



支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成27年2月1日～平成27年6月15日

アイウエオ順(敬称は略させていただきました。)

赤池 培男	朝比奈 幹夫	麻生 桜美	天野 一
井伊 孝文	戸田 審一	井口 登	池田 刚志
池田屋印刷株	石渡 恵	伊豆急ホールディングス株	伊豆遊技場組合
磯田 雄二郎	磯田 由美子	柳一光組	伊東瓦斯㈱
伊東市地域行政連絡調整協議会	伊東商工会議所	猪之原 勝美	磐田警察署
磐田警友会	宇佐美 達也	内田 成美	エスバルストリームフェリー
遠州信用金庫	大多和 清美	大橋 隆司	大庭 茂利
岡本 譲	小澤 巍	織田 史子	片田 弘子
兼松 泉	川島 達也	川島 のり子	川原崎 貢一
汗管興葉株	菊池 信廣	菊池 英明	清澤 郁子
久保田 明	栗原 藤男	桑原 勝義	劍持 幸廣
河本 恵美子	有幸祐	湖西警察署	後藤 栄
後藤 千代子	小林 噴	小林建設㈱	㈱コブレック
坂田 清子	櫻井 彰利	佐野印刷㈱	㈱三幸コーポレーション
三光木材工業㈱	(一社)静岡県安全運転管理協会	静岡県企業防衛対策協議会	静岡県警察OB第32期有志一同
静岡県警察学校初任科短期課程第89期生	静岡県警察学校初任科長期課程第99期生	静岡県警察官友の会藤枝支部	静岡県警察本部少年課幹部会
静岡県警察本部生安部木曜会	静岡県警察本部生活安全部	静岡県警察本部捜査第2課	静岡県警察本部総務部
静岡県交通安全協会伊東地区支部	静岡県交通安全協会磐田地区支部	静岡県交通安全協会清水地区支部	静岡県交通安全協会三島地区支部
静岡県交通安全協会静岡南地区支部			静岡県司法書士会
静岡県中央自動車学校	(一社)静岡県歯科医師会	(一社)静岡県自動車講習所	JA静岡市農協足久保支店
JA静岡市農協東支店	JA静岡市農協上土支店	JA静岡市農協あさはな支店	JA静岡市農協大川支店
JA静岡市農協大河内支店	JA静岡市農協井川支店	JA静岡市農協内牧支店	JA静岡市農協しづはな支店
JA静岡市農協錢座支店	JA静岡市農協五川支店	JA静岡市農協千代田支店	JA静岡市農協南部じまん市
JA静岡市農協西奈支店	JA静岡市農協鶴間支店	JA静岡市農協東豊田支店	JA静岡市農協北部じまん市
JA静岡市農協本店	JA静岡市農協丸子支店	JA静岡市農協美和支店	静岡中央警察署第98期卒業生8名
静岡中央警察署短期課程第88期生	静岡中央警察会	静岡トヨペット㈱&パートナー会社	静岡不動産㈱
静岡保徳㈱	静岡ロータリークラブ	しづてつジャストライナーリー	有志太折込広告センター
島田警察署	島田警察署地域課長	島田市自治会連合会	島元 正彦
清水職場防犯協会	准也基金	初任科第32期短期課程同期生一同	白井 正巳
白川 美也子	スズキ㈱	鈴木様 康瀬様を送る会・交通巡回員一同	鈴木 博子
鈴木 雅士	鈴木 洋佑	裾野警察署	医療法人社団聖教會田中医院
静清信用金庫	セキスイハイム東海㈱	齋藤庵まえ田 前田 茂樹	高山 功
竹田 尚功	竹田 昌久	田子の浦埠頭㈱	田中 広子
谷 卓宜	谷川 治	塙木 大	土屋 賢太郎
天童警察署	社会福祉法人学校法人天童厚生会	東海自動車㈱	㈱東京興業
東堂 陽一	東名興産㈲	株戸田書店	巴包装㈱
戸本 松造	内藤 恭治	中田 力太	中野 江里香
永野 ひろ子	ナガヤ㈱	鍋倉 伸子	沼津信用金庫
根本 泰子	萩本 鉄	浜北警察署管内職域防犯協会	浜松市自治会連合会
浜松遊技業組合	早川 育子	原木 英三	一杉 泰博
福地 明人	福永 博文	藤生 好則	藤枝警察署
藤枝警察署 藤枝美人会	藤枝警友会	藤枝地区安全運転管理協会	富士急シティバス㈱
富士信用金庫	富士宮信用金庫	藤本 順一	増田 久江
松浦 照佳	松下 道雄	松永 しげ子	松本 喜代子
三島地区安全運転管理協会	三井 義廣	宮田 逸江	明成警備保障㈱
望月 俊郎	望月 威男	盛月 寿美	森 則夫
安本 節子	株やまた学生服	山本 強志	湯田 アヤ子
湯田運送㈲	吉川 実宏	㈱リサイクルクリーン	社会保険労務士法人口ーミュニケーション
若澤 初男	鷺巣 洋子	和田 篤夫	匿名 23件

《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。

当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。
被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。



法人・団体
個人

1口
1口

10,000円以上
2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。
また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】 郵便振替:口座番号 00870-7-50944
【加入者名】 NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

～「犯罪被害者等支援講演会inしづおか2015」開催のご案内～

日時:平成27年11月21日(土)13:00～16:00(開場12:30)

場所:静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホール

講師:毎日新聞千葉支局 新聞記者 川名壮志 氏

長崎県佐世保支局に勤務していた2004年6月、「佐世保小6同級生殺害事件」に遭遇。

被害少女の父 御手洗恭二さんは、支局の直属の上司であったことから、事件当日の様子や現在に至るまでの被害家族の様子や加害者の父親へ取材したことなどお話をいただく予定です。著書「謝るなら、いつでもおいで」

ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp>

静岡県警察本部

静岡県犯罪被害者支援連絡協議会



発行 認定NPO法人

静岡犯罪被害者支援センター

〒420-0032

静岡市葵区西町1-4-15 芙蓉ビル4階

発行月 平成27年7月